
令和4年 第9回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和4年12月21日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和4年12月21日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(レストハウス・バーベキューハウス)
- 日程第4 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林総合利用促進施設(森林公園))
- 日程第5 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第6 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町賀野地域交流拠点施設)
- 日程第7 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民体育館)
- 日程第8 議案第77号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第78号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第79号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第80号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第81号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第82号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第83号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第84号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第85号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第86号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第87号 町道路線の認定について
- (追加議案)
- 日程第19 発議案第13号 保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書
- 日程第20 発議案第14号 防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書

- 日程第21 発議案第15号 旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議
日程第22 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）
日程第4 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設（森林公園））
日程第5 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）
日程第6 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）
日程第7 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）
日程第8 議案第77号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第78号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第79号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第80号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第81号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第82号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第83号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第84号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第85号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第86号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第87号 町道路線の認定について
(追加議案)
日程第19 発議案第13号 保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書
日程第20 発議案第14号 防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書
日程第21 発議案第15号 旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議
日程第22 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	亀尾真哉君
		書記	本田秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	田村誠君	デジタル推進課長	美甘哲也君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	前田かおり君
福祉事務所長	泉潤哉君	建設課長	岡田光政君
産業課長	藤原宰君		

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

4番、滝山克己君、5番、米澤睦雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第72号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）についてですが、審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設（森林公園））を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設（森林公園））を審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設（森林公園））を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）について審査し

た結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）です。

審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第77号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第77号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第6号）について審査しました結果、全員一致で可決すべ

きと決しております。

ただし、健康福祉課の配食を伴う見守りサービス支援事業の説明で、65歳以上または障がい者の区別のところの把握が確認できていないということなので、きちんと把握してくださいという指摘です。是正してください。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第77号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第78号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第78号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第78号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第79号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第79号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第79号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第80号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第80号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の審査について、結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第80号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第81号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第81号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第81号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第81号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 8 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 3、議案第 8 2 号、令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 8 2 号、令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 2 号、令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 8 3 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 8 3 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 3 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 5、議案第 8 4 号、令和 4 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 8 4 号、令和 4 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 4 号、令和 4 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 8 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 6、議案第 8 5 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 8 5 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 5 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 8 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 7、議案第 8 6 号、令和 4 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 86 号、令和 4 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 86 号、令和 4 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 87 号

○議長（景山 浩君） 日程第 18、議案第 87 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 87 号、町道路線の認定について審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 87 号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 発議案第 13 号

○議長（景山 浩君） 日程第 19、発議案第 13 号、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。

発議案第 13 号

保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 12 月 21 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

——別紙の意見書（案）を朗読して提案させていただきます。

別紙

保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら子どもの発達を保障し子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士の増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されていないことは、由々しき事態と言わざるを得ない。

政府は、2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充

実・推進をめざし、予算も倍増するとしている。それならば、今こそ保育関連予算を大幅に増やし、保育所配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任で進めるべきである。

よって、政府におかれては必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衆議院議長、参議院議長

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第13号、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第20 発議案第14号

○議長（景山 浩君） 日程第20、発議案第14号、防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾共三でございます。

.....
発議案第14号

防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月21日 提出

提出者	南部町議会議員	亀 尾 共 三
同	同	真 壁 容 子
同	同	加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
——それでは、提案理由の別紙のとおりでございますので、読みますのでよろしくお願ひします。

.....
別紙

防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書（案）

政府は12月16日、「国家安全保障戦略」など安保関連3文書の見直しを閣議決定した。2023年度から5年間の防衛費の総額を約4.3兆円とするもので、実行されれば22年度は補正を含め約6兆円弱の防衛費を23年度から毎年5千億～1兆円ほど増やし、27年度には防衛費と関連の公共インフラ整備費などを含め、年間1.1兆円を超える規模になる途方もないものである。また、その財源として法人、所得、たばこの3つの増税を決めた。所得税で東日本大震災の復興特別所得税の1%を転用し、使用目的変更するというもので復興特別所得税は更に13年間も延長するという。国民への増税負担を決定したことは重大である。

いま、国民はこれまでにない物価高騰の連続で、来年には更なる生活商品の値上げが想定されており厳しい暮らしと将来への不安を余儀なくされている。とりわけ年金生活者が多くを占める

高齢化率の高い地方の町村ほど深刻である。これまでの一時的な支援策では対応できない。このような時期に防衛費増大は、結局社会保障費の大幅削減を加速することにつながりかねないものである。政府のすべきことは、疲弊した国民の暮らしと生活を支え、国民経済の健全化を図るための施策を講ずることであり、防衛費の増大ではない。

よって、政府におかれては防衛費の増大をやめ、抜本的な物価高騰対策に取り組まれるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上であります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 申し訳ありません。ちょっと質問を行います。

この文章の中で、私は読解力が不足してるようなので、ちょっと教えてほしいんですけども、3行目の「実行されれば22年度は補正を含め約6兆円弱の防衛費を23年度から毎年5千億～1兆円ほど増やし、」とありますが、ちょっと意味が分かりにくい。この説明をひとつお願いしたい。

それから、下から5行目から「このような時期に防衛費増大は、結局社会保障費の大幅削減を加速することにつながりかねないものである。」とありますが、その根拠について。これは個人の方がこういう文書を作って出されるのは一向に構いません。南部町議会、あくまでも公的機関がこういう根拠が全くないものを書いて出すということはどういうことなのか。これについても説明をお願いしたい。

それから、一番大きな問題は、なぜ防衛費の問題と物価高騰対策を絡めて意見書で取り上げたのか、これが私は非常に分からない。物価高騰対策といいますのは防衛費がどうのこうの問題ではありません。喫緊の課題であります、物価高騰対策は。その辺のことははっきりさせていただきたい。この問題は非常に耳触りがいいようなんですけれども、ちょっとこれは困った問題だと思います。防衛費増大に反対する意見書と物価高騰対策は別にすべきだと私は考えますので、

2つをまとめたために非常に中途半端な内容になっている。これについてどういう見解を持っておられるかお聞きいたします。以上。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 質問を3点いただきました。ありがとうございます。

まず最初に、3番目に指摘されたことなんですけど、防衛費の増大ではなく、抜本的な物価高騰対策をくっつけたのはどういうことかということなんですけども、結局、私はこの中でも触れたかもしれませんが、一つは今、国民の生活の実態から見てやるべきことは、本当に物価が高騰して収入がそれに追いつかない。そういうような状況の中、今、政府がやるべきことは、防衛費の増大というようなことに目を向けるのではなく、物価対策とか、上がる物価に対して手を打つことをやるべきだと思うんで、それでくっつけたわけなんです。本来は別々にすることも一つの方法かもしれませんが、私は、政府のやるべきことは防衛費の増大ではなくて、やはり国民生活本位に考えるべきだということをまず申し上げたい、そう考えております。

それから、23年度からお金を毎年5,000億から、あるいは1兆円ほど増やすということなんですけども、今のこの中の予算で防衛費の中がそのまま賄えるのか。賄えないから今後防衛費のほうにお金を流していくということをやらなければ、到底今やる、政府が掲げております大きな予算、43兆円も5年間でかかるということになる。当然一括に出すわけではなく、小まめにやると思うんで、年度ごとにいったらやっぱりこれぐらいのお金は必要だ、そのことを思うわけでありまして。

3つ目なんですけども、これまでの一方的な支援策では対応できないということ、このような長期の防衛増大は、結局社会保障の大幅削減を加速することにつながりかねないというんですけど、これ限られたお金の中で予算を組むのだって、歳入に見合ったような歳出予算を取られるわけなんですから、防衛費を増やすということになれば、どこからお金を持ってくるかということになれば、社会保障費等を減らすとかそういうことをやるのは当然予測されるわけなんです。現に年金なんかどんどんどんどん削減してきてる、そういう状況が表れてるわけです。いつか国債発行するようなこと言ったんですけど、とても国際的にも、世界各国から見て自国の国債をこんなに膨大に発行することはできないと思うんです。そうすると、限られた歳入の中から予算を組むのは、当然その中から防衛費増大するのであれば、それだけのところを削らざるを得ないということになると思うんで、そういう具合に考えて出しているようなわけでありまして。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今、回答いただいたんですけども、一番最初の問題は質問したこ

とが返ってきていない。

それから、先ほど社会保障費の関係で年金がどうのこうのいう話があったんですけども、ただ実際に確かに年金は今減らされておりますけども、今までの減らされたのが、防衛費増大のために減らされたかどうかというのはちょっと分からない。だからあくまでも仮定の話であって、南部町議会が国に意見書を上げるのであれば、やはり根拠がしっかりとした明確なもので上げなければ、私は非常に国に対して失礼にもなりますし、南部町議会のこけんにも関わるということをもう一度申し述べておきます。

あと1つの文章の説明をお願いしたところをよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 米澤議員からありました、まず1点目の前から行の3行目、「実行されれば22年度は補正を含め約6兆円弱の防衛費を23年度から毎年5千億～1兆円ほど増やし、27年度には防衛費と関連の公共インフラ整備費などを含め、年間11兆円を超える規模になる途方もないものである。」っていうところですよ。これがどういう意味か分からないというんですけども、これ政府が言ってることなんですよ。

政府は今、例えば22年度の予算が5兆1,800万円なんです。年間5兆円超えたのもこの22年が初めてだったと思うんですけども、それを5年後には、この5年間で43兆円のお金をつくりたいと言ってるわけなんです。もうこれは、43兆円っていうのは、この今回の3文書の中の防衛力整備計画の一番最後に、所要経費として23年度から27年度の5年間に必要なお金は43兆円程度だっているように言ってるんですよ。5年間で5兆ちょっとだったらただか30兆円にしかならないからお金が足りないわけですよ。

それで、国会でも問題になっているのが、そういうけれども、43兆円っていうのはどこでくるのかっていう論議を国会でして、結論得られないまま閉会になっちゃったんですよ。それが中で明らかになってきたのが、毎年少しずつ増やしていくんだと。それで次の23年度は、7,000億って言ったのが1兆1,000万ですか、それぐらい増やすと言ってるんですよ。すみません、今回5兆1,000万の上にもう1兆円を増やしていくと、こういうふうなことを言ってるわけなんです。だから、ここは本当、私たちも総額分かって、43兆円だけでこの実行されたら5兆円から1兆円ほど増やしていくという。それで、その結果、25年度以降には11兆円を超えるような、毎年そういういわゆる防衛費を組んでいきたいと、こういうふうには国は説明しているわけなんです。だから、この5年間の43兆円の在り方を、どういう論議をするかといったら、このような中身の論議をしてるわけですよ。そういうことであって、確かに数

字とすれば5,000億から1兆円ということ書いてあるんですけど、これは政府がそういうふうに言ってるわけなんです。そういうことだということです。それ以上私たちが43兆円の問題ってということについていえば、どういう増やし方をしていくのかという点については今後見ていかんといけんと思っています。

それで、もう一つのほうの防衛費の3つ目でしたか、防衛費の増大は結局社会保障の大幅削減を加速することにつながりかねないっておっしゃることについては、結びつけるのはおかしいことではないかといいますが、社会保障費というのは小泉政権以降、骨太の方針が出されて、高齢者が増えるにしたがって自然増の社会保障費っていうのは頭打ちされてるわけなんです。その財源がどこに行くかっていうのはもう毎年見て分かるように、社会保障費は上がってはいるけれども、高齢化率や所要経費に対してそれを頭打ちにする一方で上がってきているのが防衛費であったということですね。これはもう国民の実感だと思っています、私は。ここに、どこに削るかって、これみんな言ってる。防衛費を増やして何を削るんかっていったら社会保障費しかないんですよ。あと、よく聞くのは関連する農業費ですよ。そういうことを減らして何をしようとしてるのかっていう問題でいえば、私は、防衛費の増大は社会保障の大幅削減加速するというのは、これはもう住民の中には当然ずっと入っていくことだと思うし、日頃の実感だというふうに感じています。

それと、もう一つは、米澤議員が指摘された防衛費の増大、きっと米澤議員はもっと防衛費の問題を深く追及すべきだという立場だというふうに私はお聞きしているんですけども、確かに私たちがこれを出すときに、今回の防衛費の増大というのは3文書を改定して国の方向を本当に変えていこうとしてる重大な時点だと思っているんですよ。この趣旨は、とにかく地方議会に携わる私たちもこの時期に防衛費の増大については異論があるという形で声を出すべきではないかというふうに思いまして、意見書を出したいというふうに考えているんですね。

それで、米澤議員がおっしゃる、町議会であっていうんですけども、そのとき考えたのは、防衛費の増大は結果として国民にどのように跳ね返るかということ、平和はもちろんそうですけれども、防衛費をつくることによって国民生活が脅かされるというのは、国家予算をどのように使うかっていうことになってくるんですよ。そのときに、今、暮らしを守るために物価高騰対策を取れというときにお金が要るわけですよ。そのお金どこから持ってくるかという論議をしないとけないときに、こんなふうに5年間で43兆円つくっていくって論議をしていることは、国民生活をないがしろにしてるのではないかと。この立場を町議会に堅持しなければ、単なる防衛費の問題を言えば、恐らくこれに異論を持つ皆さんは、防衛費の問題等は町議会ですることではないと

いう論を張ってくるんですよ。そのことを考えれば、私たちは、町議会としては住民生活を考える立場からこの問題をどう捉えるかということで、軍事費の増大の平和の問題と暮らしの問題を一緒に出しているという内容ですので、御理解いただけたらぜひ御賛同いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 真壁議員の意見は分かりましたけれども、私が回答がないというのはこの文章なんですよ。「実行されれば22年度は補正を含め約6兆円弱の防衛費を23年度から毎年5千億～1兆円ほど増やし、」この文章自体の意味が見えんということを私、聞いておるんです。もう一度、再度。3回で終わりですね。

○議長（景山 浩君） はい。

○議員（5番 米澤 睦雄君） もう一度この説明をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 米澤議員がおっしゃるのは「実行されれば22年度は補正を含め約6兆円弱の防衛費」、ここは御理解いただける。先ほど言った「22年度は補正を含め約6兆円弱の防衛費」というのは、先ほど言いました令和3年度の当初予算が5兆1,800万円だったということですよ。5兆から6兆円で動いている防衛費を23年度から、23年度からというのは23年度から27年度までの5年間のことを言ってるんです。5,000億から1兆円ほど増やす。6兆円弱だったら5年間で五、六、三十兆円にしかならんわけですよ。あとの15兆円をどうするかというところで5,000億から1兆円ほど増やすって、ちょっと数字は足りないかもしれませんが、「27年度には防衛費と関連の公共インフラ整備などを含め、年間11兆円を超える規模になる」というのは、5年後には11兆円に持っていきたいということ言ってるんですよ、倍にしていきたいと。その内容で今これを増やせば、43兆円ということになれば、5年間で43兆円にできないもんですから、5年間で積み上げて行って、それで11兆円というのは、政府が言ってるほぼGDPの2%ですよ。これは国家安全保障では2%に持っていくと言ってるんですよ。それをこの5年間でやりたいということを言っているわけなんです。それでこういう書き方をしているということです。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番、埒田光雄君。

○議員（1 番 埒田 光雄君） 1 番、埒田光雄です。発議案第 1 4 号、防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書については、反対の立場で討論させていただきます。

まず、物価高騰対策、これは本当に私たち、生活に直結する問題であり、対策は大切なことだと思いますが、この物価高騰になった、コロナ禍ということもありますが、より加速したのはやはりロシアによるウクライナ侵攻、侵略ということが大きな要因だと私は思っております。ゆえにといいますか、やはりこの私たちの生活は平和という土台の下で暮らしていったらいい中の物価高騰とか物価対策ということかなと思います。そこでやはり国を守る、防衛をするということは、やはり私たちの暮らしを守るということになると思い、とても大切なことであると思います。ゆえにどちらかではなく、これはどちらも大切なことだと思ひ、防衛費の増大というのも、これはやはりいつ起こるか分からないというのも大きな問題だと思ひます。それに向けて整備をする、一気に 4 3 兆円ですか、ここにいくというのは確かに物すごく大変なことであり、これを段階的にやっていく、装備を増やす、兵器を増やすのみならず、恐らくそういった訓練等も行わなければいけない、そういったものを含めて日本を守っていく。そうでなければ私たちの生活は守れないというふうに私は理解しております。

実際に報道、テレビ等で見る侵略から、こちら、今現在もですが、ウクライナの国民の方の生活、とてもひどく悲しいことだと思ひます。実際、戦争ということは知識の中では分かってはいますが、実際こうやってリアルとして目の当たりにしたところで、この防衛に対しては国民も、政府のほうも重く取ったというふうに感じております。ですので、防衛費の増大をやめて、物価ではなく、両方という意見を述べて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 6 番、長束です。発議案第 1 4 号の防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。討論に当たり、防衛費増について新聞記事に共感するものがありましたので、一部引用させていただき、討論させていただきます。

政府は、外交・安全保障政策の基本指針である国家安全保障戦略など、安保関連 3 文書の改定を、発議案にあるように 1 2 月 1 6 日に閣議決定しました。他国のミサイル発射拠点を攻撃できる反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力を保有し、防衛関連予算を 2 0 2 7 年度に国内総生産、G

D P 比 2 % に大幅増額するものであります。戦後、日本は憲法 9 条に基づき、平和国家として専守防衛に徹してきました。今回、改定に伴い、他国の領域を攻撃できる反撃能力、敵基地攻撃能力を保有していくことは、日米安保条約の下で打撃力については米国に委ねてきた安保条約を根幹から転換するものであります。このような重大な政策の転換が国民の議論を経ず決められています。

さきの臨時国会において岸田総理は反撃能力について明確な方針を示さず、有識者や与党協議など、非公開の議論だけで決定しています。5 年間の防衛関連予算を 4 3 兆円とし、財源確保についても増税することを一方的に表明、決定しています。極めて不透明であります。聞く耳を持つ、丁寧に説明を行うと言っていた岸田総理は、防衛、増税に関して今を生きる我々の責任とも発言しましたが、国民への丁寧な説明や十分な議論は行われていません。平和国家の基軸を維持するのか、力に対して力で対抗する国にするのか、国家の将来、進むべき道を国会で徹底的に審議するべきと考えます。

近隣諸国の北朝鮮、中国、ロシアの脅威、そしてウクライナ侵攻による不安は高まっていますが、今、増税を行ってまで防衛力を増強しなければならない道なのか。G D P 比 2 % の防衛予算は約 1 1 兆円で、米国、中国に次いで世界で 3 番目の水準とのことで、戦力不保持を定めた憲法 9 条 2 項との整合性も問われなければなりません。反撃能力の保有は、武力攻撃への抑止力との理由としていますが、ミサイルを保有する国に対して本当に抑止力となり得るのか。他国の領域への反撃攻撃をした場合、先制攻撃になるおそれが本当はないのか、国際法的に心配が拭き切れないものであります。

防衛力強化や増税の必要性を記者会見で岸田首相は説きましたが、共同通信の世論調査では、与党の自民党で 5 3 . 3 % 、公明党で 5 0 . 3 % の過半数が支持しないと回答しており、平均では 6 4 . 9 % が防衛増税不支持となっている報道は皆さんも御承知のとおりです。決定プロセスがすっぱり、突然決定した唐突感が否めないものとなっているのです。

戦後、日本が平和国家の道を歩んだ基盤には、とてつもない被害をもたらしたさきの大戦の反省があります。戦争は二度と繰り返さないと誓った政治家、先人たちの意思でもある専守防衛は、近隣周辺国との信頼構築だったのであります。冷静さを取り戻し、地域の緊張緩和に粘り強く外交に力を注いでいくべきと考えます。日本が進むべき道を誤ってはなりません。

以上、発議案への賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9 番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 発議案第14号、防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書について、反対の立場で討論をしたいと思います。

若干長束議員との話もありますけれども、政府は、新たな国家安全保障戦略で防衛力の抜本的強化とそれに関する取組を合わせた予算水準について、2027年度に現在の国内総生産、GDP比2%に到達させると表明しました。日本の防衛費は1976年に三木内閣で閣議決定して以来、おおむねGDP比1%程度を目安に推移してきましたが、僅か5か年で急増させるということです。1%の目安は日本の軍事大国化を避ける歯止めとなってきました。中曽根内閣は87年度の予算編成時にアメリカの要望に応える形で1%を突破させましたが、その後も周辺国への配慮や財政状況との兼ね合いもあり、1%を大きく上回ることはなかったということでございます。GDP比2%はもともと欧米の軍事同盟である北大西洋条約機構、NATOの加盟国が定めた共通目標です。日本はNATOの加盟国ではありませんが、ロシアによるウクライナ侵攻や中国の台頭、北朝鮮の核弾頭の脅威を受け、欧米と足並みをそろえるためとなっております。以上でございます。

政府は、ウクライナはあしたの東アジアかもしれないと訴え、防衛費の大幅増に、日本の主張に説得力を持たせる狙いもあったと思われまふ。このことを国会の中で審議せず、閣議で決定するというこのやり方には私は反対ですが、防衛には予算が付き物ですが、国会でしっかり議論し、国民のコンセンサスを得た上での防衛の在り方を基に予算を作成していただきたいと思うわけでございます。ただ、防衛費の増大ではなく、抜本的な物価高騰対策を求めるということですが、私は防衛費と物価高騰対策とは別のものと考えてますので、これの意見書については反対するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの討論の中で、やっぱり防衛費の増大というのは今のウクライナの状況を見てたりしたら大事なことであるし、NATOの2%を目標とするというので、あれは共同歩調をそろえて日本もGDP 2%にしているのだという話と、防衛費増大と物価高騰は一緒にすべきではないというような意見書に対する反対討論がありました。

まず、防衛費についての考え方ですけれども、私も3文書が出たときに一体どういうことを言ってるんだろうかといって、中身を知りたくって見たんですけれども、特に防衛の安全保障の戦略ですよ、安全保障の国家戦略の中を見たときに、国の安全保障っていうのは武力だけではないですよ。例えば今回、ウクライナの問題で一番みんなが困ったことは食料とエネルギーだっ

たと思うんですよ。だとすれば、もし本当にウクライナの問題やロシアの問題考えて国家安全保障対策を計画するというのであれば、もちろん防衛力のことも要るのかもしれませんが、食料の安全保障、エネルギーの安全保障、これ書いてしかるべきだと思うんですよ。

ところが、皆さんも安全保障のこれに賛成するというのであれば、中身見られたと思うんですけど、安保3文書の中には経済の項目あるんですけども、見られましたよね。そういうこと一言も書いてないんですよ。一体、今の世界の情勢から日本の政府は国民を守るために何を学んでるのかっていうことが私は一番の疑問点と不満なんです。

例えば東京大学の鈴木宣弘という農業経済学をなさっている大学院の先生が今回、「世界で最初に飢えるのは日本」という講談社新書から本を出したんですけども、その中にはアメリカの大学で、今回ウクライナ等の問題があって世界的な食糧危機が来た場合、飢えてくるのは約2億5,000万、少なくとも世界中で。少ない数字だなと思ったんですけども、この中で7,000万というのが日本だというふうに書いてあるんですよ、日本人が飢えてくる。そういうことを出されたときに、何が基になってるかという、やっぱりこの時期での食料自給率の問題なんですよ。だとすれば、皆様も御存じのように、この島国で仮に防衛費を持って、トマホークを500発も今回買うというんですけど、それを整備して、日本列島に、特に日本海側に原発がたくさんある日本で戦っていく自衛隊の食料が確保できるのか。軍事費のいわゆる戦車を動かしたり飛行機を動かしたりするエネルギーが自分たちで調達できるのか。そういうことも論議しないで持つことだけで予算をつくらしている、こういうのが今の政権と違うんでしょうか。そのことが防衛費、防衛は大事だということですけども、そのことの中身がよく見たら軍事に伴う軍事費の増ですよ。それしか出ていないっていうのは異常だと思いませんか。本来、考えるべきはそういう観点から私は考えるべきであって、決して防衛力を、いわゆる防衛力というのは武器ですよ。武器をそろえて戦う準備をすることが防衛につながることはないし、ウクライナの問題を解決させるための方法にもならないということではないでしょうか。

NATOの2%というのは、今論議されておりますのは、あのロシアとウクライナの外交の失敗の裏には、やはり軍事同盟でぶつかってきた、軍事対軍事の束縛から逃れ切れなかった軍事同盟の対立したこの関係にあったのではないかと言われてるわけですよ。私もその意見には賛成です。だとすれば、そこから学ぶべきことは、軍備、軍事費を増やすということは、目的は戦争に使うということなんですよ。そうじゃないでしょうか。

今、物価高騰対策とは別だと言いますけれども、私は聞きたいのは、だったら軍事費を増やして一体何に使うんですかって聞きたいんです。平和というのであれば軍事費を使わないことにな

りますよね。一番の無駄遣いになりかねんじゃないですか。今ここで言っているのは、全部なくせと言っているわけではありません。今までのGDPの1%の問題、こういうところを維持していきながら、少なくとも今の日本の国の置かれている食料自給の問題とか、エネルギーの問題についても、安全保障の立場からそういうものを確立すべきときに軍事費だけを突出させて、そのお金も今、所得税やたばこ税って言っていますけれども、国民に負担をかけるばかりのやり方でいくときに、私は地方議会の議員としてもこれに賛成する考えというのは結びつかないのではないかとこのように思うんですよ。一体、軍事費を増やして今の住民に対してどのような恩恵があるんでしょうか。それをしっかりと私たちも考えていかないといけないし、今、政府が暴走しているときに、先ほど言われた閣議決定でこのようなことを決めるということをしているときに、少なくとも手続を踏んで国会で審議すべきじゃないかっていうのは、これは野党そろっての一致する意見になるし、地方議会としてもそういうことを言っていかなければいけないのではないかと私は思うわけです。そういう意味からすれば、この軍事費の今回の防衛3文書でいいますが、決して防衛ではない。敵基地攻撃能力というのは、日本の国土より外に出て自分たちの軍事のミサイル等を使うということですから、言ってみれば皆さんがならず者国家だと言われている国と同じ方法をしでかしていこうとしている国になろうとしているということではないでしょうか。

私は、少なくともそういうことをお考えいただきまして、私たちは年取っていますけれども、未来に向かっていくときに、日本の方向はどうかというときには、地方議会といえども政治に参画している地方議員として住民の命と暮らしを守る立場で、この国の在り方に対しての意見を述べていきたいと考えておりますので、御賛同いただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この意見書に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから真壁議員、軍事費、軍事費とずっと言ってますけど、この意見書は防衛費なんです。（「そんなこと」と呼ぶ者あり）そんなことって、最初は軍事費って出しといて、僕らが防衛費だよって話ししたら、変えたじゃないですか。それをまたこの本会議場で軍事費、軍事費という、そういう発言をする、私はそのこと自体を非常に懸念をいたします。ということで、この防衛費の増大ではなくという防衛費について、若干反対の討論をさせていただきたいと思っております。

まず、周辺国、例えば中国とか、どんどん防衛費を増やしているのが今の現状であります。中国は年間で約26兆3,000億円。ちなみに、日本は年間で5兆4,000億円です。そう

いった現状であって、この防衛に、抑止力強化のためにこの整備をしていく必要性については、共産党以外の与党、野党、全ての方がまず国会議員、皆さんが理解を示している。ここでやはり防衛の抑止力を高めるためには防衛費の増額は必要なんだということを共産党以外は皆さん認めておられます。この財源をめぐるには自民党内でも様々な意見が出ています。岸田総理は、今後、国民に対して十分な説明を行うと言いますけれど、前回の故安倍元総理の国葬の現状を反省をしながらしっかりとその対応はしていただきたいと、ここだけは岸田さんに要望したいというふうにあります。

まず、防衛力の強化については持続性と強靱性というもので、これまで主要装備を導入しておりますけれど、これを抑えていたところを優先して強化をしていくという予算が多く含まれています。今、この日本国に求められていることは、9年ぶりに改定された先ほどの3文書のうちの国家安全保障国家戦略は、中国の行動について国際社会の懸念の事項から最大の戦略的な挑戦、そして記述を変え、北朝鮮については深刻な課題というところから重大かつ差し迫った脅威ということに文書を変えています。私たちは日頃、そこまで考えたことはないんですけど、やはり国の平和を守っていく立場の人からすれば、それだけ非常に脅威を感じているということなのではないかなというふうにも推測します。それだけ急速に安全保障環境が厳しさを増している。国の責任は、国民の生活を守りながら国民の生命と財産を守る、そのための決断であるというふうにあります。

先ほど堀田議員が、それぞれ出たとしても必要であるので、意見が出たとしても私は反対する、その考え方が真っ当な考え方であると思います。目先のこと、自分さえよければいいという、この意見書には反対し、討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。提出した議員なんですけども、今、反対討論がございました。それに対して賛成討論を2人されて、私もそのとおりだと思っんですけども、付け加えて言いますけども、実は昨日、日本海新聞に社説のところに載っておりました。先ほど板井議員も指摘されたんですが、中国と北朝鮮もですけども、主に中国に対してどうなのかということを書説で詳しく書いております。

私、これ読みましてなるほどと思ったんですけど、まずちょっとこれを引用しますけども、中国の軍事動向をどう見るかということなんですけども、新聞に捉えてそれを朗読しますけども、中国の軍事動向を最大の戦略的な挑戦と位置づけた国家安全保障戦略など安保関連3文書が閣議

決定された。アメリカ政府は、防衛力増強を日米同盟の強化として歓迎しているが、中国は強い反発を示した。米中の覇権争いの中で、日本は中国国内の基地なども想定した反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力の保有を明記した文書で、米国とともに武力で対抗する姿勢を鮮明にした。日中関係がさらに悪化し、対立の長期化を懸念される。このように冒頭で述べております。

その中でいろいろ述べておりますが、最後に結びとして、最後のとこなんですけど、安保文書は安全保障のための国力として第1に外交力、第2に防衛力を挙げている。日本は米国一辺倒ではなく、独自の外交で隣接する中国に対応すべきだ。50年前の日中国交正常化の共同声明で、両国は恒久的な平和友好関係の確立と武力放棄に合意した原点に戻り、真の善隣友好を構築してほしい、このように結んでおります。これが国民の方の多くが持っている率直した見方ではないでしょうか。私はこのことを強くやっぱり受け止めるべきだと思います。

最後に言いますけども、非常に危険な状況になったということを感じているわけなんです。日本は第二次世界大戦後、平和憲法の下にこのことを専守防衛としてきちんと位置づけてやってきたんです。ところが、今回はこれを変えようとしてるではありませんか。この平和憲法の下に専守防衛を実行してきたために、日本の自衛隊が一人も外国の軍隊によって殺されることもなく、また日本の自衛隊が外国へ行って外国の兵士を殺したということは全くありません。まさにこれは世界的に見ても貴重な条項であるということをお認めしております。

今回、特に指摘したいのは、国防の3文書を発表しましたけども、これはいわゆる的確に言いますと、どういうことかといいますと、第二次安倍首相がつくった内閣はこういうことを述べてますね。武力行使の3要件には第二次安倍政権が強行した、安保法制下の我が国への武力攻撃が行われた場合でなくても、米軍の要請に基づいて集団的自衛権を行使する存立危機条項が含まれていることでもあります。つまり、米軍とともに、あるいは米軍の肩代わりをして他国を攻撃することが含まれております。最初に申し上げたように、なぜこのようなことをしなければならないのか。防衛力を強くして、武器を買って、そして外国と戦争ができる、そのようなこと。いわゆるアメリカの指揮の下に戦争に参加しなさい、このことではないでしょうか。非常に大変な状況になると思います。

そして、先ほど反対者の意見があったんですけども、いわゆる翼賛政治をやれということなんではないでしょうか、共産党以外は反対してると。でも、ほかの政党も指摘してますよ。いわゆる翼賛政治、戦前やった国民が一つになってとにかく外国に向かっていくんだというような、そういう考えを断じて許すことはできないと思います。そういうことから、ぜひこの意見書を採択していただくことをよろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これについて反対の立場から討論させていただきたいと思います。

本当にナイーブな話でございますが、これは防衛費でございます、やっぱり日本国には平和憲法がございまして、第9条、戦争を絶対しないと、これが大前提でございます。その中で、今、各議員が言っておられました、外交に力を入れるべきと。今まで本当に外交に頑張っておりました。尖閣諸島の話、また北朝鮮がE E Z内にロケット等打ち上げられてでも、外交で一生懸命日本はやってまいりましたが、一向にこれが聞いていただけないという状態でありました。

それですら一番びっくりしたのは、共産党さん以外は全員これについてある程度賛同されたということは、今の国際情勢を見た場合、どちらの方が政権取ってでもこの日本の国民、安全を守るためには最低限やっぱり必要じゃないかということを確認されたと思います。

だけど、大前提は、憲法9条を守るというのが大前提でございますので、そういうことでこの間たまたまテレビ見ておりましたら、赤澤代議士が美保基地を視察されたそうですね。そこでこれが、こういうのを、新しい機器を入れるかどうかだなくって、今ある在庫品を見ましたらあまりにも粗悪過ぎるし、こんなんで大丈夫かっていうことを痛感されたようでして、今の美保基地もハード面でこの施設が本当に大丈夫かというぐらい傷んでおったそうです。これもやっぱり各党派の国会議員さんが日本全国のそういうの見られたんじゃないだろうかな。その防衛費の中にも11兆円に、40兆ありますが、それらを直すための予算も僕は入ってると思います。

確かに日本はすごい外交努力はしてます。外交戦で今までも守ってまいりました。この守っている中でもウクライナの戦争は起きました。ああいう無法的なことが起きた場合、実際に北朝鮮がぼごと撃ったら日本のE E Z内に落ちたという、そこ日本の漁船がおるんですよ。たまたま当たらなかったですけども、そういう状態を見たら、どちらの政党が政権取ったときでもやっぱり日本の国民、安全守らないけんっていうのは共通認識だと思います。最低でも専守防衛するためにもこういう防衛費の機材は必要である。それが概算では四十何兆円だったかな、43兆何ぼになるみたいという、見なったけど、これは唐突に出てきたことなんで、今、長束議員が一番いい具合に言っておられました、こういうことを国会できちっと議論されて、国民が本当に納得するような、そういうことを要望いたしましてでも……（「賛成討論」と呼ぶ者あり）こういうことは賛成は本当はしたいんだけど、現状はあまりにもお粗末だって。これで本当に専守防衛できるかというのを各党が認識されたと思います。そういうことでこういうことになったと思いますので、この発議案については反対の立場からさせていただきます。以上です。（「休憩」

「休憩を求めます」と呼ぶ者あり)

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今、私が共産党以外の政党がたとえ政権取っても云々というくだりがありましたが、今、いろいろお聞きしましたら、共産党以外だなしに共産党も含めたれいわ新選組、社民党さんもその中に入っておられるということが分かりましたので、そこで訂正します。それ以外の政党の方がもしもこういうことになれば皆さんそのように感じられたことだと私は思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 細田元教議員から訂正の申出がございました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第14号、防衛費の増大でなく、抜本的な物価高騰対策を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

ここで休憩に入ります。再開は10時45分といたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第21 発議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第21、発議案第15号、旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議を議題といたします。

提出者である加藤学君から提出理由の説明を求めます。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

.....
発議案第15号

旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月21日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁 容子
同 同 亀尾 共三

南部町議会議長 景山 浩 様

.....
別紙

旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議（案）

旧統一教会が、靈感商法などで国民に大きな被害を与え、行政や政治家にまで関係を広がっていたことが注目されている。

12月5日の日本海新聞1面には、全国都道府県議の334人に接点を確認されたとし、鳥取県議会では34人中11人に及び、岐阜、富山に続き全国で3番目に高い率であり、地方議会にまで広く及んでいることが報道された。

旧統一教会は、反社会的集団であることは、これまでの裁判をみても今や明白である。

靈感商法など、国民への多大な被害を広げた一因に、行政や政治家の関与が大きく関係していたことも指摘されている。

地方議会、議員としても、このような団体との一切の関係を断つことを表明することが住民の負託にこたえることであると考えます。

以上の点から、旧統一教会及び、関連団体への挨拶、参加を含め、一切の関係を持たないことを決議する。

令和4年12月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この案件、旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議（案）に反対する立場で討論をさせていただきます。

今年7月8日でしたでしょうか、山上容疑者による安倍元首相殺害事件に端を発した旧統一教会問題は、とりわけ信者の2世や3世と言われる方々が離婚や家庭崩壊などで苦しみ、心身ともに健康で穏やかな生活を送ることができない様相を露呈をいたしました。憲法20条にあります信教の自由は尊重しながら、入信する意思もなく経済的、精神的被害を被った方々への救済は急がねばなりません。

今月10日成立した被害者救済法は、その趣旨として個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断が困難な状況に陥らせることや個人や家族の生活の維持を困難にすることがないようにすることなど、配慮義務の規定が設けられます。義務を怠ったときには法人名を公表する内容となっています。つまり、被害者救済の第一段階と言えましょう。

さて、岸田総理は、旧統一教会と自民党議員との関わりから、旧統一教会との関係を絶つと発言されました。しかし、その後も支持率はますます低下したことで、何でこうなるんだと漏らしたとも言われます。マスコミに踊らされ、臭い物に蓋をし、問題の収束を急ぎ過ぎたのではないのか。本来、物事の本質を捉えた裁きでなければ国民は納得しないでしょう。安易に伝家の宝刀を使う岸田総理に国民はあきれてしまったのでしょうか。

また、信者が主に自民党やその議員を支持していたとする情報が新聞、テレビで報道されました。本来、憲法第19条では思想の自由が定義されています。いかなる宗教観を持っていたとしても、その個人がどの政党や議員を支持するのは自由でなければなりません。もしここに自由がないとしたらマスコミの持つ中立性はどこに行ってしまったのでしょうか。

さて、この決議案には「このような団体との一切の関係を断つことを表明することが住民の負託にこたえること」とあります。果たしてそうでしょうか。仮にこの町、南部町に信者の方がおられて、私に、この白川に生活上の悩みや行政への相談を持ちかけられたとき、あなたは旧統一

教会または関連団体の方だから、一切関係を絶っていますので帰ってくださいとでも言うのでしょうか。政をあずかる一人としてそんなことができるのか。

このたびの旧統一教会問題を振り返ってみて、救済するところはしっかり手当てをして、人として道を誤った者を正しい道に導いていくことこそ我が国の御政道の本道ではありませんか。岸田総理のように絶ち切ることはありません。人間観、倫理観に優れたこの南部町議会を岸田政権と同じ轍を踏ませるわけにはまいりません。このような決議案を提出した同僚もまた導いてあげなければならないでしょう。以上、討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。9月議会に南部町議会と旧統一教会との関連について一般質問で取り上げました。そのときに南部町後援名義等の使用承認に関する要綱というのが出てきて、これの第4条、いずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。（2）政治的又は宗教的活動に関係している事業、（3）公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業。これの一般質問のとき、このことを取り上げて陶山町長からは肯定的な発言をいただいております。南部町としては将来的に旧統一教会とは関係を持たなくても済むのではないかといったような発言だったと思います。ただし、このとき町のほうから発言があったのは、現在の南部町において過去2年にわたって旧統一教会、またそれに関する団体に関して関係を持ったことはないというふうな発言をいただいておりますが、これが過去2年にわたってですので、22年と21年、それ以前については全く分からないというのが現状です。

そこで出てくるのが、これKodan Websiteに載っているやつなんですけれども、2019年9月12日、「鳥取で6000名大会「希望前進孝情文化フェスティバル2019」世界平和統一家庭連合NEWS ONLINEより DATE 2019年9月11 9月8日（日）、鳥取県民体育館（鳥取市）において、「鳥取の未来は幸せな家庭から！希望前進孝情文化フェスティバル2019 in 鳥取」が行われ、」、読めない字が一つありますが、「UPF 韓国議長をはじめ、神日本家庭連合の李成萬、堀正一両副会長、並びに鳥取の地域・社会を代表して国会議員代理や県会議員、町長など54人に及ぶ来賓を含む約6000人が集まり、県人口56万の1.1%が参加する大規模な大会となりました。」、こういうのが載ってます。これはまず、南部町のほうで参加があったかどうかというのは当然分からないことですが、一番最初の内容に書いてありましたとおり、鳥取県議会では34人中11人に及ぶって結構これ大きな数字が出てます。

現在、南部町のほうに関しては、これから未来、将来的には旧統一教会と関係は持たないだろうということがはっきり述べてあるんですけども、個人的にはこれを懸念して決議するべきだということから、提案しております。ぜひ御賛同していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 発議案第15号、旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議について、反対の立場で論議をしたいと思います。

先ほど白川議員のほうから前段にいろいろな話がありましたので、一応割愛させていただきたいと思いますが、この統一教会につきましては安倍元首相の狙撃から端を発していろいろとクローズアップしたものでございますが、その中で宗教2世の問題が出たり、あるいは今なおあります高額な献金問題、あるいは恋愛、結婚の自由がないなどのいろんな個人の人権に及ぶものもございました。それを今、国のほうではまた新たに質問権ということで団体に質問してるところでございますが、私ども議員としましては、この旧統一教会と、あるいは関連団体がもう100近くのものがある、何がどこまであるのかという実態が見えない状況もございます。

ただ、それが後で分かったということがあるかもしれませんが、議会活動をする中でやっぱりそこまで調べていくべきところもあるわけでございますけれども、先ほど加藤議員のほうからもありましたけれども、県会議員の中にもそういう方があった、あるいはその関連団体のイベントに出席したとか、祝電を送ったなどの接点を持った政治家の方も多くおられたということでございますけれども、政治と宗教というものの専門の上越教育大学の准教授の先生のほうからお話をいただきましたけれども、宗教団体が政治活動に関わること自体は原則として自由です。

一方でこれを、統一教会に限った話ではないですが、宗教と政治ということを言えばそれぞれ選挙の際に教団が信者に投票ということを押しつけていないか、実質的に強制していないかという点も個別に検討されるべきだと思いますというコメントをいただいておりますが、やっぱり私ども議会活動をする上で個人個人のまずモラルなり、あるいは自分たちの意識というものを持った中であるべきで、議会としてこれを宣言するというものではないんじゃないかということを私は肝に銘じておる次第でございます。

先ほどもありましたこの旧統一教会、あるいは関連団体が一番悪くて、ほかの宗教団体は正しいとかそういうものではなくて、ふだんからこういう団体との兼ね合いについては、私どもは政治活動をしながらいろいろと町民の皆さん方とお話をする中で相談に乗ったりしてるところでござ

ざいますが、そういう特に個人の人がある団体に入ってるか入ってないかなんてこと、分からないわけですので、あえてこれを議会で決議して持たない宣言をするということはまず難しいんじゃないかな。それは個人がするべき問題だと思って、この宣言する決議については反対するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に賛成です。

先ほど2人の方の反対意見をお聞きさせていただきました。白川議員がおっしゃる、これを意見書出してくる議員を覚醒させてあげんといけんということで、本当に覚醒させてもらいました。驚きましたのは、ああ、そうか、うちの町議会はそうなんだと思ったのは、岸田首相が統一教会と一切の関係を絶つということもおかしいと。この発言は、私はあれっと思って聞いたんですよ。

そのことと、もう一つは、個人の信教の自由とか政治の自由に踏み込んだ内容ではないですよ、これは。ああ、そうか、このことが議員の皆さんの中で、宗教や信教の自由、個人の権利で持っているものと混同してるなというふうに感じたのが率直な印象なんですよ。もしそういうふうに捉えているのであれば、このことが統一教会と一切の関係を絶ち切るという岸田首相そのものが、皆さんの考えでしたら信教の自由とかそれを奪ってるということになりませんか。これはやっぱり私から見たらそういう考え方は修正しないといけないのではないかなと思っています。こなんですよ。なぜかといいますと、これは信者の方々のこととか個人のことを言ってるわけではないんですよ。だから、もちろん政府もそうですよ。

私は、今の自民党の救済法にも非常に不十分だと思っているんですけども、例えば国家権力を持っている政府が、どうして皆さんから一団体である統一教会に質問権を行使するに至ったかということなんですよ。個人の問題やったらこんなことできませんよね。なぜ至ったかというのと、あのときの10月の24日に岸田首相は野党等に詰められて、衆議院の予算委員会で今までは刑事裁判に関わるものしか質問権を行使しなかったけれども、そうではないんだっていうことを民主党の議員によって、野党の議員によってそこが民事でもできますよっていうことになったわけですよ。それで集めたのが民事裁判を20件と、統一教団による不法行為が2件、これの責任が裁判で認められたと、個人の責任じゃなくってね。教団の使用者責任としての、責任者としての責任が裁判で認められたっていうことを取り上げて質問権を行使すると言ったんですよ。この時点でどういうことが起こってるかというのと、一宗教団体といえども犯罪ですよ。刑事ではないけど民事で、ここで20件以上もの判決で違法とされている宗教法人に対して質問権を行使す

るっていうことを言ったわけなんですよ。そういうことですよ。そこで個人の信者をどうこうするという問題でないんですよ、これは。なぜそういうことに至ったかという、裁判では個人が入っているから議員が信者から相談受けることできませんって、こういう話ではないんですよ。それは一住民として意見を受けてどんだん議員が動けばいいことやと思うんですよ。

なぜ旧統一教会をここで反社会的集団って書いたかなんですよ。皆さんの中には、反社会的集団っていったら、思い浮かべる団体がありますよね。（発言する者あり）そこでは、例えば芸能人なんかではそういうこと関わりがあった、それとそのフロント団体って言われますよね、いわゆるここでいう関連団体のことで。関連団体と接触点があっても芸能界で排除されてくるわけですよ。一番甘いのが政界だって言われてますよね。あの桜を見る会で安倍首相が呼んだのは、その反社会的集団の人もおったという写真も流れてたやないですか。そういうふうに反社会的集団だということを、統一教会がその質問権行使の中で国会の中でも認められてくる団体だということなんです。

そこが一つには、今までの数々の違法な裁判ですよ。2世、3世で問題や、入った人では青春を取り戻せという訴訟があって、皆さんが言うのは恐らく悪徳商法で裁判受けただけではなくて、ここでは伝道と教化活動そのものが違法だと言われてるんですよ。その違法とする憲法の根拠は何かというと、宗教団体に対して信教の自由はないんだって言ってるんですよ。これは私はすごく大きいと思いましたね。看板に偽りありどころか、宗教団体といいながら信教の自由を侵しているような団体だ。なぜかということ、入ったら信教の自由ではなくって、入ることによって、献金をすることによって自分は救われるとって献金させてくる団体だということ認めたわけですよ。それで献金だけじゃなくって、なかったら稼いでこいとって干物や花やハンカチを売らされたわけですよ。これが宗教ではないということ、本来の信教のそういう宗教のような問題やないということ、これを裁判でも言われたわけなんですよ。

そこで入っている人だけが問題かといえば、次の献金や物品購入などで違法な商品取引法違反ってやつですね。ここではほとんどがこの裁判なんですけども、そこでそういう裁判をして、その信者だけではなくて多くの国民に被害を与えたというのが今回の背景にあるわけですよ。

もう一つは、合同結婚式での勧誘が違法で、結婚そのものが無効だと、こういう判決も出ているわけなんですよ。これは言ってみたら結婚って個人の問題ですけども、個人の自分で選ぶという人権の問題での違法性も出ていると。これを組織的にしている宗教団体に対しての反社会的集団って言ってるんであって、反社会的人物だと言ってるわけじゃないんですよ。その話のこ

となんですよ。

それで、そしたら何で政治家が今、地方議会が決議を上げようということになるのかという点ですよね。これまさしく政治家が今まで広告塔になって住民を不幸に至らせた一つの原因をつくってきたということが国民の前にも明らかになったからではないんでしょうか。それで今言われているのは、国会議員だけではなくって地方議会にまで及んでいる。それが先ほどの日本海新聞等なり鳥取県は比率として高いと言われているわけですよ。

その中で、そしたらその時期に地方議会としてどうするかということです。恐らく地方議会の中でも鳥取県内では日韓トンネル連盟という、いわゆる関係団体と言われるところに参加されてきた方も結構いらっしゃるわけなんです。中身も知らずに行った方もいらっしゃるけれども、本来であれば、今の動きであればこれを公表して、その立場を、自分はどういう立場であったかということを書いて、今後そういうことを改めるということ本当はしていかないとはいえないと思うんです。私たちが今回決議を上げようと言ったのは、ここで旧統一教会と関係持ってもいいよという立場はどういう立場になるかということです。

先ほど白川議員や仲田議員がおっしゃったように、個人のことでしか詰めれんわけですよ。個人のこともなんか一つも言っていないんですよ、個人の信教の自由とか。誰が旧統一教会に入ろうかどうか、そんなこと何とも言っていないわけですよ。統一教会がやってきた政治的な立場を利用して、政治家を利用して広告塔になってやってきたことが反社会的な内容であり、住民に不幸をもたらしてきたことに対して政治家は襟を正すべきではないかということで、岸田首相もそういうふうに関係を絶ち切ると言ったわけなんです。その関係を絶ち切れない議員だということになれば、言い方としては申し訳ないけど先ほどの言い方しかないわけですよ、個人の判断に任せるとかね。それでは通用しない段階に来ていると私は考えています。これは議員だけじゃなくって前に座っている政治家の方々も、もしかしたら公務員一人一人も問われる問題ではないかと思うんです。なぜならば反社会的集団だからです。そこの自覚がもしかしたら足りないのかもしれないかもしれませんが、私は地方議員といえども今の動きを見てれば、こういう知らなかったといっても済まない段階に来ていると考えています。なぜならば、内容も統一教会が毎年何百億円、何千億円というお金を韓国に持ち出していってる問題や、それからその韓国から、皆さんが言って、ならず者国家って北朝鮮にも流れていってる問題も、これ日々明らかになってきています。

一番深刻だと思ったのは、自民党の国会議員が自分の選挙に応援してもらうときに、旧統一教会の目的であるものを公約として掲げるといって何をしたかということ、ジェンダー平等に反することや、夫婦別姓問題とかそういうことについてことごとく反対していたという例があるわけな

んですよ。これちょっと見たら、一番守らないといけない国会議員がよその国がつくった宗教団体にお金を流している。それだけではなくって、選挙の見返りとしてその政策を日本の国で自分らも言っていくという内容ですよ。

先ほどの防衛問題ではありませんが、一番懸念されているようなことが起こっているというのが、今、自民党と統一教会との関連ではなかったんでしょうか。そういうことを考えたときに、少なくとも関連団体がどうか分からない問題ではなくって、私は町会議員といえども挨拶に行くのであれば、そのことはしっかりと見ていくべきだというふうに考えています。何よりもそのことが、これだけ多くの自民党の支持率が減ったことを考えたら、この統一教会への政治家の姿勢の不满が全国各地で起きていることだというふうに考えているわけですよ。

そういうことを考えれば、南部町民の負託に応える意味でも、南部町の議員としては過去にいろいろあったこともあるかもしれませんが、今後、統一教会やその関連団体との関係は絶ち切ろうと決議をしたということは、住民にとっても納得いく決議になるというふうに私は確信しているわけです。ぜひともそういう立場に立って皆さんと御一緒に決議を上げたいと考えております。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議。今いろいろと議論、討論されておりますけれども、常識ある南部町議会の議員はここまで決議で提示するほどの人ではないと、もちろん提出者も反対者も一緒な気持ちだと思います。関係を持つのが当たり前だなんてって思ってないと思います。個人的にそれは理性とモラルと常識ある考えで行動すればいいことであって、これを決議というような提示をして決議案だの何だのってというようなことまでする必要はないと私は思っています。まして、ちょっと先ほど出られましたが、関連団体というのは私自身、非常にグレーなところがあって、統一教会の信念をストレートにやられる団体もあれば、そこまで悪徳な商法だったり、住民を苦しめるようなことをしていない、そこまでやっていない団体さんもあるというふうに思うので、どうやってそれを確認したりするようなことができるのかなということもありますし、やっぱりもう議員個人の考えで行動すればいいんじゃないかなというふうに思いますので、こういう決議まで必要ないという考えでおりますので、反対いたします。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔討論なし〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第15号、旧統一教会及び関連団体と関係を持たないことを宣言する決議を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、公立西伯病院調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査、地方行政調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第9回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和4年第9回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和4年12月定例議会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月9日から本日までの13日間にわたり提案されました条例及び補正予算、また9名の議員の一般質問を含め、重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げます次第であります。

今期定例会におきましては、指定管理者の指定、また光熱費高騰に係る不足分等の補正予算が可決されたところです。町長をはじめ執行部におかれましては、施策執行に当たり、議員各位からの意見、要望等を十分反映されたものとなるよう、強く要望するものであります。

さて、今年を振り返ってみますと、2月に開始されたロシアによるウクライナ軍事侵攻は今なお続いておりますが、3月定例議会においてロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を全会一致で可決、議員各位の強い意志をもって抗議をいたしました。一国の権力者による独裁とも言える暴挙が貴い命を奪う軍事行動は断じて許されるものではありません。一刻も早い停戦による当時国間の関係修復、市民の安全な生活の復元を願うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症は1月年明けからオミクロン株が急拡大し、第六波に入り、夏には第七波、そして秋には第八波と、じわじわと感染者数は増加しています。12月に入って鳥取県内でも1,000人を超える陽性者が連日となっておりますが、町民の皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策に御注意をいただきながら、穏やかな年末年始をお迎えになりますことをお祈り申し上げます。

最後に、議員各位、健康に留意され、町政発展のためなお一層御精励いただき、町民の皆様の負託に応えていただくよう要請申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 令和4年12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月8日から本日まで13日間にわたって開催され、令和4年度一般会計補正予算など16議案について御審議いただき、本日全議案とも御賛同を賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

12日、13日、14日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から18項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴いたしました。西伯病院の将来ビジョンやマイナンバーカード、運転免許証返納支援や町営住宅の課題、さらには町道の草刈りなどに見られる超高齢社会の中での町政の課題、そして少子化対策、第3期教育振興基本計画や保育園の統合など、次世代を担う子供たちの

課題、そして町内の小規模事業者の支援や物価対策など、現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問いただき、討論をさせていただきました。議論のかみ合わなかった点多々あったと思いますが、不足した部分については私の勉強不足の面もあると思いますので、今後とも御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

年末年始を前に第八波と言われる新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。町民の皆様には、大したことはないとお断せずに基本的な感染対策の徹底を改めてお願いを申し上げます。

いよいよ今年も余すところ10日余りとなり、今週は雪の予報も出ています。慌ただしい年の瀬を迎えますが、議員各位におかれましては御自愛いただきますことをお願いし、閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。
